

平成 31 年 4 月教育委員会定例会 議事録

開催日時	平成 31 年 4 月 18 日 (木) 14 時 00 分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	池松教育長、廣田委員、浦川委員、前田委員、小松委員、黒田委員
出席職員	島村政策監、本田教育次長、中尾総務課長、小野下県立学校改革推進室長、竹中福利厚生室長、日高教育環境整備課長、上原教職員課長、木村義務教育課長、鶴田高校教育課長、立木児童生徒支援室長、分藤特別支援教育課長、吉田生涯学習課総括課長補佐、吉田新県立図書館整備室長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、高鍋義務教育課人事管理監、本村高校教育課人事管理監、小柳体育保健課体育指導監、林田教育センター所長
開 会	<p>(池松教育長)</p> <p>ただいまから、4 月定例会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、4 月 1 日付けで事務局職員が異動しておりますので、委員の皆様に出席職員を御紹介いたします。福利厚生室長から、順次、自己紹介をお願いします。</p> <p>～職員自己紹介～</p>
署名委員指名	<p>それでは、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は、浦川委員、黒田委員の両委員をお願いいたします。</p> <p>次に、3 月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長)</p> <p>御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします</p>

第 1 号 議 案

す。

それでは、各委員御署名をお願いいたします。

(池松教育長)

本日提案されている議題等のうち、第3号、4号議案と報告事項(10)、(11)につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(池松教育長)

御異議ないようですので、そのように進めていきます。

それでは、「定例教育委員会 1」の冊子について審議いたします。まず、第1号議案について、提案理由を説明願います。

(木村義務教育課長)

冊子1、1ページ、第1号議案「平成31年度長崎県教科用図書選定審議会に諮問する事項について」お諮りいたします。

提案理由であります。本議案は、平成32年度に小学校、中学校及び義務教育学校等で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に基づき、教科用図書選定審議会に対し、その採択基準について諮問しようとするものであります。

諮問内容の前に、教科書採択の仕組みについて説明いたします。3ページ、「義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」を御覧ください。

図の一番下の真ん中にありますように、市町村立小・中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書は、市町村教育委員会が採択します。市町村教育委員会が行う採択に対し、都道府県教育委員会は、図の中ほどの下向き矢印で示しておりますように、市町村教育委員会に対して、指導・助言・援助を行うこととなっております。併せて、その際は、都道府県教育委員会から左向き矢印で示しておりますように、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞くこととされており、その規定に基づき教科用図書選定審議会に、指導・助言・援助の具体的な内容として、教科用図書の採択基準について諮問することとなっております。

次に、採択はいつするのかについて説明いたします。4ページ「平

成31年度の教科書採択に関する動き」を御覧ください。

一番上に示しておりますように、義務教育諸学校の教科用図書は、毎年度採択することになっております。また、4年に一回、国の教科用図書の検定に合わせて「採択替え」を行うことが原則になっております。本年度は、小学校も中学校も「採択替え」の年度に当たっていますが、中学校は、昨年度新たに文部科学大臣の検定を経た図書がありませんので、昨年度初めて採択した「特別の教科 道徳」を除く全ての教科で、平成26年度検定合格図書等の中から採択を行う、言い換えますと、一般的には同じ教科書を継続して採択することになります。

なお、特別支援学校及び小中学校特別支援学級用の一般図書については、国の教科用図書の検定とは関わりなく、毎年度、児童生徒の障害に適した一般図書を採択できることとなっております。

次に、5ページ「平成31年度以降の教科書採択に関するスケジュール（予定）」を御覧ください。

表題下に記載しているように、小学校は、平成26年度が前回の「採択替え」の年度でありましたので、本来ならば、30年度が4年に1回の「採択替え」の年度でありましたが、32年度からの新学習指導要領全面実施に合わせ、国が教科書検定を1年遅らせましたので、本年度、31年度が「採択替え」の年度となりました。

中学校も、同様の理由で、本来ならば、本年度に予定されていた「採択替え」が次年度に変更されているところであります。

それでは、2ページ「諮問文」にお戻りください。今、説明した内容を、中ほどの（理由）にまとめて記載しております。

諮問する具体的な内容は、記以下に示しているとおおり、平成32年度使用教科用図書の採択基準について、一つ目が「採択に関する基本方針」、二つ目が「採択の方法」。そして、三つ目といたしまして、本年度は、小学校で使用する全教科の教科書採択の年となっておりますので、小学校全教科の選定資料としております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（池松教育長）

これより、第1号議案について、質疑討論を行います。御質問等ございませんか。

----- な し -----

質 疑

<p>可 決 第 2 号 議 案</p>	<p>(池松教育長) ないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。 第 1 号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長) 御異議ないものと認めます。よって、第 1 号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 次に、第 2 号議案について、提案理由を説明願います。</p> <p>(鶴田高校教育課長) 冊子 1、6 ページ、第 2 号議案「平成 3 2 年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択に関する基本方針等について」、御審議をお願いするものでございます。 提案理由としましては、平成 3 2 年度に、県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、県教育委員会の採択に関する基本方針等を定めるものでございます。内容につきましては、7 ページをお開きください。別紙に基本方針等についての案を載せております。 I の採択に関する基本方針については、採択に当たって、以下の 3 点を基本方針として掲げているものでございます。 1 学習指導要領のねらいに沿った適切な教科用図書を採択すること、2 各校の教育課程に適した教科用図書を採択すること、3 採択後は速やかに採択教科用図書及び採択理由を公表するなど、採択の透明性の確保を図ること、を掲げておりますが、この 3 つの方針について、内容等は前年度と変わっておりません。 続きまして、II の採択の方法について、説明をいたします。最初に 8 ページの参考 県立高等学校等の教科書採択の仕組みを御覧ください。中ほどにあります、概要図を基に採択手順について説明をさせていただきます。まず①でございますけれども、採択に関する基本方針の決定でございますが、本日審議をお願いしているところでございます。御承認をいただきますと、右側の②になりますが、基本方針に基づき、詳細な教科書選定に係る指導助言を学校側に県教委が行います。それから、③と④ですが、学校では教科科目ごとに教科書を選び、最終的には教科書選定委員会で決定をいたします。続いて⑤になりますが、学校が採択を希望する教科書一覧を、それを選んだ理由を添付</p>
--------------------------	--

質 疑	<p>して県教委へ報告をいたします。⑧と⑨ですが、県教委は、それぞれの教科書一覧理由等を確認をし、教育長決裁により採択をいたします。なお、確認作業の中で、疑問等があれば、⑥、⑦で示しておりますが、学校に対して指導助言を行うこともあります。以上が採択手順となります。</p> <p>それでは7ページに戻っていただき、2の採択方法ですが、項目が3つございますけども、項目1については、今説明いたしました採択手順を、外部からの不当な働きかけがないよう留意することといった内容でございます。項目2は、教科書は検定済み教科書など教科書目録から選んで採択すること。項目3につきましては、特別支援学校高等部については、各学校の教育課程との整合性を十分に検討して適切な教科用図書を選定することなどの留意点を記載しております。</p> <p>御審議をよろしく願います。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>これより、第2号議案について、質疑討論を行います。御質問等ございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>これは前回も確認をしたと思いますが、採択の透明性の確保を図るという観点で、国の検定に関わった人達がいるのか、いないのか。</p> <p>例えば、そういう人達が教科書選定委員会に入るということになるのと少し問題があるのかなという感じがしますので、先ほどの義務教育の場合も関係する人がいるのか、いないのか。よろしく願います。</p> <p>(鶴田高校教育課長)</p> <p>検定に関わる者はおりませんが、作成等に関わる者はおります。当然、そういう教員については各学校の選定委員会からは外しております。</p> <p>(木村義務教育課長)</p> <p>義務教育も同様であります。教科書の編纂及びその作成に関与した者は全部、委員等から外れるということになっています。実はつい先立って文部科学省からすべての教科書会社に関わった者の一覧表が来ておりまして、その名簿を市町と共有し、その名簿に入っている者は間違いなく委員等にならないようにということで、念を押して今、確認しているところであります。</p>
-----	--

<p>可 協 議</p> <p>決 議(1)</p>	<p>(池松教育長) 他にございませんか。</p> <p>----- な し -----</p> <p>(池松教育長) 特にないようですので、質疑、討論をとどめて、採決をいたします。 第2号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長) 御異議ないものと認めます。よって第2号議案は原案のとおり可決 することに決定されました。</p> <p>次に、協議に入ります。協議(1)について、協議内容の説明をお 願ひします。</p> <p>(中尾総務課長) 協議事項(1)について御説明いたします。「県市町教育委員会合 同研修会の協議題について」でございます。冊子1の9ページを御覧 ください。</p> <p>この合同研修会は、県市町教育委員及び教育長が一堂に会し各地域 の教育の現状や課題等について意見交換を行い、本県の教育課題に対 する認識を共有するとともに、各委員会活動の活性化と本県教育の振 興を図ることを目的に開催をしております。本年度は5月21日火曜 日に諫早文化会館において開催する予定でございますので、各委員の 皆様の御出席をお願いいたします。</p> <p>6の内容についてです。県教育委員会の講話については「子ども読 書活動の推進について」としまして、生涯学習課長が子どもたちの読 書活動の重要性や本県の読書活動の現状や課題、今年度からの計画と なります第四次長崎県読書活動推進計画などについて講話をいたし ます。</p> <p>10ページを御覧ください。事務局案としまして市町村教育委員会 連絡協議会と協議の上、5つの分科会を設けております。</p> <p>第1分科会におきましては、各市町において子どもの読書活動を推 進していくためには、どのような課題があり、どのように対応してい かなければならないか、現在の取り組みを踏まえ、情報交換等、協議</p>
--	---

をすることとしております。

第2分科会におきましては、ふるさと教育の推進について、各市町においてそれぞれの特色を生かしたふるさと教育が展開されている中、その取り組みの状況や成果と課題等について意見交換をすることとしております。

第3分科会では、まず1つ目としまして、各市町における青少年の電子メディアの適切な利用に向けた取り組みについての現状や課題を共有するとともに、これまで実施をしてきたメディアに関する取り組みの成果と課題、効果的な活用についての意見交換を行います。2つ目としまして長与町からの提案でございますが、児童生徒の携帯電話、スマートフォンの所持率の上昇と、所持の低年齢化に伴う事件やいじめ等の発生について意見交換をしたいと考えております。

第4分科会におきましては、学校や地域が共通の目標を持って子どもの育成に取り組む、地域学校共同活動の重要性の高まりを受けて、各市町における地域学校共同活動の現状と課題や、活動を支える人材の確保と養成、こういったことについて情報交換をし、地域と学校が連携協働する持続可能な体制づくりについて協議をすることとしております。

最後に教育長部会におきましては、学力向上対策についての取り組みをより一層推進するために、学力調査を活用した各教育委員会の取り組みや学校における効果的な活用事例について協議をすることとしております。

なお11ページ、12ページには過去2年間の協議題を参考として添付をしております。委員の皆様方にはこの各分科会に分かれて協議に入っていただきますので、9ページの最後に分科会ごとに空欄の括弧を設けておりますが、それぞれ参加いただく分科会について調整をくださいますよう、よろしく願いいたします。あわせて有意義な研修会となりますように協議題等について御意見がございましたらいただきたいと考えております。御協議よろしく願いいたします。

(池松教育長)

まず協議題について、御意見等あればお願いをいたします。よろしゅうございますか。

では、この協議題で進めていきたいと思っております。9ページに戻りまして、第1分科会から第4分科会までありますが、御出席いただく委員の皆様で御希望の分科会があれば申し出ていただければ調整をさせていただきますと思っております。浦川委員は所用で御欠席ですから、他の方で、しばらく考えていただければと思っております。

(黒田委員)
第4分科会。

(小松委員)
私は第2分科会。

(池松教育長)
廣田委員と前田委員、どうですか。

(廣田委員)
私はどちらでもいいですが、去年、第3分科会に似たものに出た気がするのですが、第1分科会でも結構です。前田委員から先にどうぞ。

(池松教育長)
前田委員、どうぞ。

(前田委員)
読書の方に。

(池松教育長)
では、読書の方に。第1分科会が前田委員。

(廣田委員)
では、第3分科会で。

(池松教育長)
分かりました。では、第1分科会に前田委員、第2分科会に小松委員、第3分科会に廣田委員、第4分科会に黒田委員ということでお願いをいたします。

報告 (1)

続いて報告事項に入ります。報告事項(1)について説明をお願いします。

(中尾総務課長)
報告事項(1)「平成30年度に実施をされた監査の結果について」御報告をいたします。冊子1の13ページをお開きください。

平成30年度に実施をされた監査の結果について監査委員から、今年、3月12日付で提出があったもの、及び県包括外部監査人から提

出があったものでございます。まず概要を説明させていただき、後ほど主な指摘内容を説明いたします。

まず、1の普通会計定期監査（後期）でございます。昨年11月から今年2月にかけて行われ、教育委員会所管の地方機関、教育機関、県立学校のうち、実地検査で20カ所、書面監査で56カ所、合計76カ所が監査を受けました。その結果（4）に記載のとおり10件の指摘事項、2件の意見、30件の指導事項がございました。

2の平成30年度財政援助団体等監査については、県から補助金や交付金など何らかの財政的援助を受けている団体を監査するもので、教育委員会関係では長崎県育英会、西彼青年の家施設運営協会、長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社の3団体が監査を受け、2件の指摘がっております。

3の行政監査については行政事務全般について適正かつ効率的に執行されているのかの観点から行われる監査でありまして、平成30年度は公用車の管理、使用状況等のテーマで実施をされまして、17件の指摘がございました。

4の包括外部監査については、債権管理に関する事務の執行についてのテーマで、第三者である外部監査人が監査し、2件の指摘がございました。

次に、指摘事項の主な内容について、別冊の報告事項（1）資料、「監査の結果について」と表示しているものですが、こちらにより御説明いたします。インデックスで報告事項（1）資料としているものでございます。

12ページをお開きください。普通会計定期監査での指摘事項として下段に教育庁とあるところに記載しておりますとおり、（1）予算の執行では公用車の法定点検整備や日常点検が実施されていないこととありますとか、物品の購入において施行伺を作成していないという指摘を受けております。

13ページ（2）契約では、消防用設備等の点検業務を委託し、屋内消火栓設備等が不良という点検結果がありましたけれども、その対応がされていないなどの指摘を受けております。

（3）物品では毒物、劇物について①の部分ですが、学期ごとに点検することになっているが、行われていないこととありますとか、④になります。使用の見込みがないまま保管されているといった指摘、また③の部分では飲料水冷却器の処分について本来、産廃業者に処理させるべきところを、飲料水冷却器を購入した業者に処理をさせているといった指摘を受けているところです。

次に、37ページを御覧ください。財政援助団体等の監査での指摘

事項としまして、長崎県育英会では奨学金返還にかかる滞納について、近年、滞納額が増える傾向にあり、30年度末の滞納額が1億6,604万4,000円となっていることから、新たな滞納の発生防止に努めるとともに、引き続き滞納の解消に取り組むことという指摘がされております。

また、38ページ、ダイヤモンドスタッフ株式会社の監査におきまして、これは体育保健課に対して体育施設の指定管理に関する目標値の設定について指定管理者であるダイヤモンドスタッフと調整協議を行うことという指摘を受けております。

次に、81ページを御覧ください。行政監査での指摘事項としまして、公用車の法定点検等の実施漏れとして、自動車の種別や用途等に応じて定められた期間ごとに自動車を点検しなければならないという法定点検が実施漏れ、実施をされていないという指摘がされております。また、その下のところになりますが、一者随意契約として82ページにかけて指摘団体の記載がございます。公用車の点検整備等にかかる契約について、本来、二者以上からの見積書を徴すべきであったが、一者随契を行っていたとの指摘がなされております。

82ページの中段ほどですが、契約の履行の部分です。公用車の点検整備等に係る契約の履行について、車検証を交付される前に履行確認を行っていた。またその下になりますが、公用車等運転確認簿について免許証の有効期限、アルコールチェック等を記録し、原則として所属長が確認することとされておりますけれども、それが行われていない。また、その下の日常点検については、実施すべき日常点検が実施していない、また実施しているけれども点検の記録がないといった指摘を受けております。

この資料の最後の95ページを御覧ください。包括外部監査での指摘事項としまして教育庁で2件の指摘事項がありました。いずれも債権管理簿の記載事項に係るものでありまして、これについては修正済みでございます。

今回、指摘等を受けまして各課、地方機関、教育機関、県立学校に対し、組織としての確認体制の強化に努め会計事務の適正化に向けた取り組みをより一層進めるよう通知を出したところでございます。これまで繰り返し御説明してきたこととありますが、過去の監査結果をしっかりと共有しておけば防ぐことができたという事案が変わらずに多い、なくなるという状況でございます。

引き続きあらゆる機会を通して情報提供を行う中で職員の意識を高め、地道な対策にはなりますけれども、教育委員会全体でより一層の事務処理の適正化に努めてまいります。なお、今回の指摘事項、県

質 疑	<p> に対する措置状況等につきましては、現在、所管課において是正等に向けた検討を行っているところでありまして、今後の本委員会において御報告させていただく予定としております。監査結果についての報告は以上でございます。 </p> <p> (池松教育長) ただいまの報告に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。 </p> <p> (廣田委員) 12ページと13ページを見て驚きました。 例えば、最初の公用車の法定点検整備が実施されていない。これは非常に大きな問題ではないかと思えます。整備をしてない自動車を走らせるということは非常に大きな問題だと思えますけども、多分、普通高校に、公用車というのは無かったように思えますけど、公用車というのが、どういう学校に配置されているのか、またどういう人が運転をしているのか。 もし、公用車を配置する学校が多いのであれば、先ほど通知を发出されたということですが、他の学校でも起こり得ることなので、もう1度学校に念を押しの方がいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。 </p> <p> (日高教育環境整備課長) 県立高校におきます公用車の配置状況でございますが、まず農業高校4校、諫早農業、島原農業、西彼農業、北松農業に軽貨物、貨物乗用車、それからトラクター等の特殊車両を48台配置しております。それから鹿町工業高校に1台普通貨物車を配置しております。それと佐世保特別支援学校に野崎養護学校から受け継いだスクールバスを1台配置しております。大村城南高校の方にも軽貨物等を1台配置してありまして、計7校で49台配置をしてあります。 そのうちの佐世保特別支援学校のスクールバスを除く48台について、今回法定点検をしていなかったということになります。実業系の学校につきましては資材の運搬ですとか、生産物の搬入、搬出、そういうことで教員、実習助手の方が運転していると聞いております。 </p> <p> (廣田委員) 私も青色パトロールカーというものに乗っています。全日空でも、パイロットの飲酒の問題があったと思えますけども、こういう公用車 </p>
-----	--

を運転する人に、そういうチェックカードのようなものが、あるのかどうか。今の時代は必要じゃないのかなと思います。飲酒チェックテストのような、簡単な小さな機械があればすぐできますよね。こういうことをしないといけないのではないかと思ったものですから、その点はどうか。

(日高教育環境整備課長)

委員御指摘のとおり、公用車の運転に当たりましては、職員の健康状態ですとか免許証の有無、有効期間、それからアルコールチェックが大事でございまして、平成26年度から公用車運転確認簿により、所属長が確認をするようになっております。

今回、全高校に確認しました結果、大村城南高校以外では、確認簿がチェックされておりました。以上でございます。

(池松教育長)

大村城南高校は確認しているけど、確認簿に記載していなかったということですか。それとも確認もしていなかったのですか。

(日高教育環境整備課長)

確認をしていなかったということでありまして。ただアルコールチェッカーはすぐ購入したということで聞いております。

(廣田委員)

整備、法定点検がなされていないということは非常に大きな問題だと思います。これはすぐにでも49台の公用車がある学校には、特別に通知をした方がいいのではないかと思いますけど。その点はどうか。

(日高教育環境整備課長)

今回の監査の指摘につきましては、私どもも重大なことと受けとめておりまして、先の4月15日に県の校長会がございましたので、説明させていただきました。4月22日に県の事務長会がございまして、その中で私の方から詳しく説明させていただきたいと思っております。また委員、御指摘のように通知とか日常点検のやり方とか、そういうチェックリストを各学校に配布したいと思っております。

(小松委員)

民間の企業でもこういう監査があるわけですが、一番大切な

は、指摘を受けたことを真摯に捉えて、本当に再発防止をするかどうかということですね。ですから、こういう指摘がありました、ということに対して、再発防止という策を出してください、ということになるわけですが、それを上の方からこうやりなさい、ということではなくて、やはり各現場の方で、守りやすい方法があるかと思しますので、そこら辺はどういう仕組みになっているのか、再発防止策をちゃんと出すような仕組みになっているのでしょうか。

またそれが翌年、同じような指摘を受けた場合には、どういうことをやるようになっているのか、その辺の仕組みが分からないものですから、教えていただきたいと思います。

(中尾総務課長)

監査の指摘があった所属に対しては、指摘の旨、当然、監査を受けているので、それぞれの所属がよく分かっていると思います。

それに対して、どのように対応していくのか、ということの報告を求めます。これについては、5月末が報告期限だったと思います。この委員会でも報告をいたします。

その結果に基づいて対応していくわけですが、例えば、続けて翌年度も同じような指摘を受けているという所属はあまり無いかと思えます。ただ、他の所属において同じような指摘を受けるということが、繰り返し起こっているという状況がございます。私どもとしましては、他の所属で起きたミスであったりとか、指摘を自分たちの問題と受けとめてください、ということを繰り返しお話ししておりますが、そこがまだ弱いのではないかと考えているところです。

あわせて対策を講じたことに対するチェック機能といいますか、対策したことをきちんとやっているか、実施しているか、そのあたりのチェックについてももう少し徹底をしていかなければならないと、考えているところでございます。

(小松委員)

他山の石にする、というようなことですが、安全とかこういう不祥事の関連については、まさにそれだと思います。

自分のところでミスをした、それは自分の責任だ、次はそれを守る、ということはやってくれていると思います。

肝心なのは、そういうニュースを聞いて、自分のところの問題として考えないといけないということだと思います。だから、それを徹底するという仕組みを作っていただきたいということです。

それから、2番目に車の法定点検の話がありました、実は私ども

の企業の中でもこういうものがありまして、大きな問題として考えたことがあります。というのは、やはり車に不備があったということになれば、まさに事故が起きたとき、大変な加害者になってしまうわけです。

しかも会社全体で持っている台数がすごく多いものですから、逐一それを管理するというのは大変だと思いました。私の場合は、それを全部リースにさせました。全部リース会社で全部やってくださいと。そういう契約をして、社員の手間を省いて、自分の業務の方に集中できるようにした。リース会社に管理を全部お任せして、そして確実に守ってもらうというようなことをやりました。

実際、何回やっても分からない。それから全体的にやはり蔓延しているような状態であれば、仕組みそのものを変えてしまうということもあるかと思しますので、御検討いただければと思います。

(浦川委員)

大きい問題は今、御指摘があったとおりでですが、私は全体的に見て昨年の初歩的な、事務的な、手続的な問題は、随分少なくなっていると思います。指導、努力をなされた結果だろうと思います。その点については評価したいと思います。

今から申し上げたいのは、13ページ(3)の物品の毒物・劇物管理簿の問題です。

①は「記載がないものがある」、そして「また」の次は「残されていない」。これは実際はやっている、ということですよ。

それに比べ④は、定期検査が行われていない。帳簿に残す、残さない。定期検査が行われている、行われていないという問題と、施錠管理の問題はまた別なかどうか。

その辺について、子どもたちの問題行動を誘発してしまう問題のところまでは、この帳簿の問題とは関係があるのか、ないのか。これから少なくとも、この学校については指導の強化をお願いして安全対策あるいは内部監査体制、そういったことを強化してもらえばという要望です。

(廣田委員)

今の浦川委員の関連でもありますけども、1つ目は、毒物・劇物の問題です。学校にある時はいいですけども、それが知らないうちに無くなったとかですね、それが例えば自殺に使われたとか、あるいは犯罪に使われたとか、そのような問題に関わってくるので、地域の人たちも不安に思う部分は出てくると思います。ですから、このことに

についても、学校に管理徹底をしてほしいと思います。

2つ目は、13ページの(2)契約のところにある、北松西高校の「屋内の消火栓設備及び防排煙制御設備が不良との点検報告があったにもかかわらず、対応がなされていない」。これこそ火事が起こったらどうなるのかという、子どもたちの安全にかかわる問題であって、これは校長、事務長、管理職の怠慢なのか、あるいは教育委員会に報告はあったが、教育委員会の担当がやっていないのか。そのところを確認したいのですが。

(鶴田高校教育課長)

劇物・毒物の管理につきましては委員の御指摘を大変重く受けとめているところでございます。当該校におきましては、学期ごとの管理を、チェックをしていないということで、全くやっていないということではございませんでした。

しかしながら、平成27年度に薬品管理のマニュアルを作成して、それで統一してやろうということになっておりますので、やはり学期ごとにやるべきだと、当該校については厳正に指導しているところでございます。併せて、各県立高校につきましても改めて、この薬品管理については徹底を図っていきたいと考えております。

(日高教育環境整備課長)

北松西高校の屋内消火栓及び防排煙装置の不備について御説明いたします。

北松西高校につきましては、このような整備をできる業者が島内にいなかったものですから、島外から対応できる業者を呼んで見積もりをしてもらうという手続きに時間を要したということと、担当者が異動になりまして、その間に異動の事務引き継ぎが円滑にいかなかった、ということでした。排煙装置については、平成30年度に改修は終えておりまして、屋内消火栓につきましては、今年度、早急に工事をするようにいたしております。

(廣田委員)

ということは、その件は学校自体の問題だったということですか。教育委員会はもう認知していたのですか、3年間かかっているようですが。

(日高教育環境整備課長)

私たちの方からも途中経過を把握しなかったのは悪かったのかも

しれませんけども、学校の方でうまく引き継ぎがなされて無かったということでございます。

(廣田委員)

3年もかかるというのは、問題だと思います。1年でも問題だと思いますが、こういう子どもの安全にかかわる問題は、早急に緊急に対応するという体制をとってほしいと思います。

(池松教育長)

ただいま各委員さんから御指摘がありました。

再発防止策については、各所属、現場で考えて県教育委員会事務局の方に上がってくると思いますが、それが本当に実施されているのかどうかのチェックをしっかりとやらないといけません。消防設備の件は、指摘を受けてから、3年かかっているということについては、学校任せになっていた部分があるのかなということも考えられますし、人の異動で事務が停滞するという現実があるとすれば、そこは県教委事務局の方で、その対応がなされたかどうか、ということの確認までやる必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

(黒田委員)

指摘を受けたものに対して報告書があるのでしょうか。それとあわせて。

(池松教育長)

もう一度、改善を何月何日に出すとか、そういう流れをお願いします。

(中尾総務課長)

お配りしている監査の結果については、監査事務局から県教育委員会に通知がございまして、それを受けて各所属に対して、これは指摘を受ける、受けないにかかわらず、全所属に対して通知を発出いたします。

指摘を受けた所属については措置状況の報告ということで、5月末だったかと思いますが、期限になっております。教育委員会から監査事務局に提出をするようになっておりますので、各所属から出てきました措置状況、どのように対応していくかということについては次回になるとと思いますが、教育委員会において御報告をしたいと思っております。

(浦川委員)

おそらく、去年も同じことを申し上げたと思うのですが、14ページ、財務事務の財務規則第106条、3万円以下、以上での発注の問題です。これは規則の問題だからここで論議すべきではないですけど、問題提起としての意見だけを申し上げてみたいと思います。事務手続上の大変な問題なうえ、多忙感もあると思います。その透明性とか公平性とかの問題があったところからの問題かもしれませんが、もう少し、しっかりした信頼のもとに、整理検討していくという機会があれば、意見を出してもらえればと思います。問題提起だけです。

(廣田委員)

37ページの県育英会の正味財産残高が3,798万円という問題ですね。あと数年で消費してしまうということも書いてあります。

非常に危機感があると思いますけど、大丈夫なのかということと、どういう方法で財源を確保していくのかということについてお伺いしたい。

(日高教育環境整備課長)

平成29年度の長崎県育英会の一般正味財産でございますけども、経常収益が6,408万円、それからその下の事務費と管理費で5,814万円と1,424万円、この経常収益と事業費、管理費の差がマイナス829万7,000円となっていて、その他の一般正味財産が3,798万円となっております。

経常収益につきましては、県からの補助金と、育英会の財産の銀行等の利息収入で賄っております。平成29年度につきましては県庁移転に伴います経費が200万円程かかったこと。それから返還免除を実施したことに伴いまして、貸倒引当金を300万円程度引き当てたことによります、突発経費が掛かったことで経常利益が少なくなっているということです。この貸倒引当金につきましては、今回は一般正味財産の方で引き当てておりますけども、実際は、指定正味財産の方に振り替えができるのではないかと、税理士の方からも御指摘を受けておりますので、今後は指定正味財産の方に貸倒引当金の方は持つていくことができるということでございます。

また、銀行利息等の利息収入につきましては、資産の運用等について改善を行いながら資産の確保に努めたいと、伺っております。今後は、この期末の一般正味財産の期末高が好転するようになっていくのではないかと伺っております。

(池松教育長)

突発的な財務処理上の話と、それから日常的な運用益の確保については、運用手法を見直すようなことは具体的にやっているのではないですか。例えば国債だけだったものを。

(日高教育環境整備課長)

利息収入等を見直しにつきましては、今までは国債、地方債だけでしたけども、それを、より利回りがいい商品の方への運用を図るといような形で進めるということ聞いております。

(池松教育長)

他にございませんか。よろしゅうございますか。

今、各委員さんから御指摘があったことを踏まえて、今後の対応策の検討をお願いいたします。

続いて報告事項(2)について説明をお願いします。

(立木児童生徒支援室長)

報告事項(2)「『長崎っ子の心を見つめる教育週間』の取り組みについて」御報告を申し上げます。冊子1、14ページをお開きください。

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」につきましては、今年度も5月から7月の間で各学校の定める1週間に実施をすることとしております。趣旨や目的につきましては昨年と変わりませんけれども、今年度は近年の情報化の進展やSNSの普及を受けて、昨年度、県教委で作成いたしました情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用し、学校中心に保護者や地域が連携して、情報モラルについて学ぶ場を設けることとしております。この「SNSノート・ながさき」につきましては、児童生徒の発達段階に応じて主体的、対話的に活用できるようになっており、また保護者用教材もありますので、保護者の皆様とともに情報モラルを学ぶことを通して、相手の立場に立った言動の大切さに気づき、命を輝かせて生きようとする心情を育てていくことができると考えております。

また、地域における連携につきましては、今年度は幼稚園や保育所を明記し、幼保小の連携を初めとして、様々な学校が切れ目なく連携をしながら取り組んでいくということで、本来の意義が失われないよう、家庭、地域との連携等も一層取り組みを充実させて、心豊かな長崎っ子の育成を図ることとしております。今年度につきましても委員

<p>質 疑</p>	<p>の皆様による学校訪問も予定しておりますので、その際は御協力のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>(池松教育長) ただ今の報告について御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(前田委員) 今年度から取り組みを見直した点、ということであげられていますけど、恐らくこういう取り組みを行ってください、ということは、年度当初よりも前年度末までにきちんと各単Pなどには周知をしていかなないと間に合わないのではないかと毎年思います。もう4月を過ぎて、総会等も始まっていますし、多くの保護者が集まる時には、きちんと準備をして、これを開催するという運びにした方が、いつも遅れての情報発信をしても、開催するときにはもう間に合わないということがほとんどだと思いますので、これは前年度、各単Pに周知を図っておく、ということではなかったかなと思います。</p> <p>それと、7 その他、のところに各学校の取り組みについては5月1日までにホームページに掲載とありますが、これは前年度までの取り組みを載せておくということですか。</p> <p>それとも、これからしますという計画を載せるという意味ですか。そこが分からなかったので教えてください。</p> <p>(立木児童生徒支援室長) まず、後半の方からですけれども、この5月1日までに県教委のホームページに掲載をするというのは、現在、各市町、県立学校等から報告を受けておりますので、平成31年度、今年度、取り組む分について、ホームページに掲載をするということで準備を進めておるところでございます。</p> <p>P T A等への周知等につきましては、当然のことながら早め、早めの対応が必要かと思っております。私どもにつきましては、昨年度の3月13日付でこの「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について各市町の教育委員会あるいは県立学校等に依頼をしまして、その中でこの「SNSノート・ながさき」等を使った取り組み等についてのお願いをしているところです。</p> <p>少しでも早く周知ができ、そしてしっかりした取り組みができるように、今後とも考えて参りたいと思います。</p> <p>(浦川委員)</p>
------------	--

今、話があったように、長い間やっておられて、マンネリ化を防ごうということで、今回4（3）に、ありとあらゆる校種を超えた連携が提案されて、随分検討しながら進めてこられたと、感心しています。このように1年、1年、先ほどの前田委員もおっしゃったように、しっかりと社会を見据えた中で、公開する場でもあるので、ありとあらゆる親たち、地域の人たちも引き込んでの授業展開もやれるので、こういう週間においてモデル的な、非常に重点化を見せるような授業を是非見せてもらいたいなと思うし、そういう展開を是非お願いしたいなと思います。

特に今回、幼保小であるとか、ありとあらゆる校種を超えたところの取り組みはこれからも続けていく取り組みだろうと思います。

1つ用心しておきたいのは「SNSノート・ながさき」を稲佐小学校で見せてもらったのですが、授業そのものは道徳の授業として本当に立派に頑張っておられたと思います。

ところが、後ろに参観しておられた情報メディア指導推進員という人たちが多く来ておられて、私にしつこく言うんです。今日の授業はどうか、と。こういう事をしてはだめだろう、ということをおっしゃるんですけどしょうがないわけです。だから、道徳の授業でやる狙いと、じわっと漢方薬のようにやっていくのと、メディア指導推進員がこれはこうでだめなのだろう、ということをおっしゃるのに、それを授業の中で言わないから、消化不良を起こしているんですね。だからそこら辺の違いを、どこかでメディア指導推進員関係を担当する部署があれば、そこと連携を取って道徳の授業における内容と、そういったことと言う内容とは違うことで、何か地域の人たちが見ている、これぐらいでモラルがあれですかって言われても、また先生たちが可哀そうだし、目的が違う、手法が違うので、そこら辺を用心した感想でした。

（黒田委員）

1つだけお尋ねしますが、この地域との連携ということをおっしゃるんですが、一番効果的に地域との連携がうまくいっているという例を1つだけ上げていただければと思います。

（立木児童生徒支援室長）

これがという典型的な例ではありませんけれども、例えば高校であれば本当にいろんなところがやっております。PTAや生徒会役員、あるいは地域の方が出た朝のあいさつ運動であるとか、小中高、地域が巻き込んでの海岸の合同清掃であるとか、そういったことを取り

組んでいるところがかなりございます。また小中学校等であれば例えば3世代の交流会であるとか、地域、親子での給食や、地域と保護者、そして子どもたちというのが、関わりながらということがございます。

また、幼保小の連携につきましては、その幼保小連携した小学校1年生の授業参観を組み込んだり、そういった例がございます。特に典型的な例ということで御紹介するような形ではありませんけれども、参考として申し上げます。

(黒田委員)

地域との連携ということが今後、非常に重要になってくると感じておりますので、その辺をどう地域を巻き込むかということ、是非今後とも考えていただきたいということです。よろしく申し上げます。

(廣田委員)

黒田委員の、地域との関係と関連しますけれども、私の地元の小学校、中学校も自治会長のところに、この教育週間の案内が来ますし、地域には大体浸透してきているような感じはします。

協力者数がここに書いてありますけれども、これが減っていくってことはあまりよくないのかなと思っています。それで、地域との協力者数というのは、増えているのか減っているのか、お聞きしたいと思います。

(立木児童生徒支援室長)

協力者数につきましては、お手元の14ページの資料の6番の右側に、昨年度の実績として2万296人、1校当たり36人という数字を載せております。なお、29年度が1校当たりでいえば29人、その前、28年度が27人ですので、27、29、36という形で、少しずつ増えてきている状況です。地域の方の関わりというものが少しずつ、一つひとつの学校に浸透してきていると、私どもとしては分析をしております。今後ともこれを続けていくような形でやってまいりたいと思います。

(廣田委員)

大変喜ばしいことだと思います。心を見つめるということも、子どもたちを守るという視点でも、地域との協力は非常に大切なことなので、今後も呼び掛けてほしいのですが、先日、私の地元で、女子中学生が不審者にスカートを掴まれるということがありました。あわてて

報告 (3)

民家に飛び込んで助けを求め、警察に来てもらいました。警察も大々的に捜査をしてくれましたけども、まだ捕まっておりません。そういう事例がありますので、やっぱり地域との協力というのは今後ともお願いをしていただければと思っています。

(池松教育長)

他にはございませんか。

ないようですので、続いて報告(3)について説明をお願いします。

(鶴田高校教育課長)

報告事項(3)「平成31年3月公立高等学校卒業者の就職内定状況について」御報告をいたします。なお、資料に記載のとおり高校教育課が調査をした3月末現在における公立全日制・定時制課程のデータでございます。

まず1、就職内定状況の太枠の部分、平成31年3月卒の欄を御覧ください。内定率は県内98.8%で前年比プラス1.8ポイント、県外100.3%で前年比マイナス1.5ポイント、全体99.4%で前年比プラス0.6ポイントとなっております。なお、全体99.4%は記録が残っております平成元年度以降、もっとも高い数値となっております。文部科学省の調査で県内、県外希望者数は10月末で確定させるため、以後の内定率は100%を超えることがあります。県外の内定率が100%を超えたことは、当初、県内就職を希望した者が県外に内定したことを示しております。内定者の県内、県外の割合については県内割合が59.2%で前年比マイナス0.8ポイントとなりました。また、3月末現在の県内求人数について、長崎労働局からは未発表であります。2月末現在で5,067人ということで、前年比147人増となっております。前年と比べて増加している状況でございます。なお、就職未内定者は16人、前年から18人減少しました。これも平成元年度以降もっとも少なく、全国的な人手不足による求人増加が要因と考えております。

2番目の学校別の状況についてですが、工業科につきましては県内割合45.0%、前年比3.3ポイント増、また、総合学科は72.8%、前年比4.4ポイント増となっております。一方、県内就職支援の取り組みの成果が大きく出ております。一方で県外大企業からの求人が非常に増加していることから、多くの学科で県内割合が前年を下回り公立高校全体としては県内割合59.2%で、前年比でマイナス0.8ポイントとなりました。このことにつきましては、県外の大企業の採用意欲が非常に高いことに加えまして、給与や賞与、休日など

質 疑	<p>の処遇面について、県内企業と比較、検討した結果、県外を希望する生徒の割合が増えたものと分析しております。また、県内は中小企業が多いことから、即戦力となる人材を求めている企業が多く、採用内定に至らなかった生徒もいたのではないかと考えております。</p> <p>今後、県内就職支援の取り組みをさらに強化する必要があることから、今年度、高校教育課内に県内就職支援プロジェクトチームを新設しました。長崎労働局や県産業労働部などの関係機関と連携しながら地元で働くことの魅力や、本県の暮らしやすさを伝えるとともに、各高校の職員一人ひとりに本県の人口減少についての危機意識を共有してもらいたいと考えております。また、県内企業の処遇改善につきましても、働きかけていきたいと考えております。</p> <p>最後になりますが、今後も引き続き未内定者の支援に努め、県内への就職を志望する者ができるだけ県内に就職内定できるように、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して御質問、御意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)</p> <p>県内での就職率が少し頭打ちになっているのが非常に残念ですが、こういう分析はできませんか。</p> <p>県内で就職したい学生さん、それから必ずしも県外に行かなくてもいいと、県内、県外でもいいよという学生さん、そういう方々のうち、どれだけが県内へ希望どおり就職できたかが分かってくれば、また対策の打ち方が違ってくるかと思えます。</p> <p>それからあと1つですけど、別の会議でアクションを起こしていますが、佐賀県は企業紹介について、かなりドラスティックなことをやっているみたいです。去年はそれを真似して同友会を中心にしてやったようですが、かなり好評だったみたいで、やはりこの県内就職率を増やすことについては、どこの県も必死だと思います。是非とも我々も他の県のいい例を学びながら、あらゆる手を使っていくというようなことをやっていきたいなど、思っていますので、御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>(鶴田高校教育課長)</p> <p>2点御指摘があったかと思えます。</p> <p>1点目ですけども、県内就職希望者等についての希望通りになった</p>
-----	--

かどうかについてですけれども、以前アンケート調査等をしております。今、手元に無いものですから、その分析についてもこれまでの施策にも取り入れているところがございます。次の機会に御紹介したいと思います。

それから他県の状況については、御指摘のとおりでございますので、アンテナを張って、他県の取り組み例についても、情報収集をしたいと思います。なお、新学期始まって2週間ちょっとですけれども、県の就職支援プロジェクトチームが各学校に学校訪問を行っておりますので、来年度の就職がいい数値になるように、努力をしているところでございます。

(小松委員)

あと1点ですけれども、就職をどう決めていくかということです。生徒さんはもう1学年、2学年のときから実際は意識して動いてらっしゃるわけですね。それを3学年の子を対象にしてやってもどうしようもないですね。

やはり、PRとか対策というようなものが1学年から対象にするということやっていくべきだと思っております。

(鶴田高校教育課長)

今の御指摘も、ごもっともなことだと思っております。私どもも関わっておりますけれども、今年度から知事部局、知事をはじめ1年生、2年生、3年生も含めまして各学校を回り、講話等も始めております。1年生、2年生に対する働きかけも引き続きやっていきたいと思っております。

(黒田委員)

特に工業高校が45%、これが非常に率を下げている原因でもあるし、非常に残念なことですけれども、これはやはり基本的に県自体の産業構造も関係しており、どうしても製造業が少ないということにも起因をしているということも1つあると思います。

また、どこもそうだと思いますが、この中小企業、小規模事業所、これが大体雇用の8割近くを占めるんですね。長崎県内では特にそうだと思います。そういった意味では、私も商工会議所の会員になるわけですけれども、やはり良質な働く場というか賃金等、福利厚生、それから教育環境も含めて、いわゆる企業内教育ですね、そういう環境も含めてやはりきちんと質を上げていかないといけないと、会社の方も取り組みをしております。これは教育委員会の担当ということとは

ないと思いますが、そういうところはやはり横断的に1つのプロジェクト的に横軸を入れて取り組んでいかないと、向上しないと思っています。その辺の連携プレーを頭に入れていただければなと思います。

(廣田委員)

次回でいいですけども、確か、日経新聞で高校生の人1社制の見直しという記事が載っていたような気がします。これが、僕は見直した場合にどう影響するのか、高校生はその方がいいのか、あるいは学校としてはどうなのか、教育委員会としてはどうなのか、読んで分からなかったので、次の機会にいいですから、人1社制というのが企業にどう影響を与えるのかとかですね、そういうことも含めて勉強させてもらえればと思います。次回で結構です。

(池松教育長)

今、御提言もあった分です。1、2年生への働きかけ、一部保護者も含めて1、2年の対象の企業説明会とか見学会もやっていますが、普通科とかどこまで広げるかということが今後の課題だと思いますし、産業界との連携については、窓口としては産業労働部が担うことになると思いますけども、工業高校が直接、地場の企業さん方との意見交換会等を今もやっておられますけども、その辺も含めてですね、知事部局と連携を図り取り組んでいくことになると思いますので、よろしくをお願いします。

報 告 (4)

それでは続いて報告事項(4)について説明をお願いします。

(分藤特別支援教育課長)

資料16ページ、報告事項(4)「平成31年3月特別支援学校高等部卒業生の進路状況」について、御報告いたします。

まず、1の高等部卒業生の進路につきましては、障害種別に整理しているところの合計欄を御覧ください。平成30年度の卒業生は訪問教育もあわせて全体で259名おります。このうち進学者は19名となっており、大学や専門学校等へ進学しています。また就職した卒業生は合計92名となっており、福祉サービスを利用する卒業生は訪問教育を含めると142名で、全体の5割強となっています。

次に2の盲・ろう学校専攻科卒業生の進路につきましては、合計の欄の9名のうち8名が就職、家庭が1名となっています。

続いて3の過去5年間の知的障害特別支援学校高等部の就職率の推移ですが、(1)の就職希望者に対する就職率が86.9%、(2)の卒業生全体に対する就職率は40%となっており、昨年度までの割

合に比べると下がる結果となりました。これは例年に比較して高等部3年生の生徒の実態として重複障害の生徒の割合が多く、福祉的就労など福祉サービス利用の生徒が多かったことが原因であると分析しております。平成29年度と30年度の全国の就職率はまだ公表されておりませんが、卒業生全体に対する就職率は概ね32%前後で推移しており、全国の就職率よりは、高くなると予測をしております。

次に17ページを御覧ください。4の(1)と(2)は、具体的な就職先の状況について示しています。平成30年度は初めて介護補助や清掃、雑務などを行う医療、福祉の区分が一番多い結果となりました。(2)の専攻科については例年と同様の状況です。なお雇用形態における正規雇用者数については、高等部27名、専攻科7名と昨年度より少しずつ増加傾向にあります。

今後の就労支援に向けた取組としては、平成29年度から実施しております特別支援学校キャリア教育充実事業において、清掃メンテナンスに関する技術を認定するキャリア検定を継続して実施するとともに、今年度から職業に関する専門学科を設置した、虹の原特別支援学校、希望が丘高等特別支援学校において、専門教科等の学習を通して、職業教育のより一層の充実を図ります。また知的障害特別支援学校10校に専任や併任で配置しているキャリアサポートスタッフを効果的に活用し、職場開拓等の充実を図りたいと思います。

(池松教育長)

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

特にないようであれば、続いて報告(5)について説明をお願いします。

(上原教職員課長)

退職手当支給制限処分関係の訴訟につきまして2件御報告させていただきます。

まずは、18ページをお開きください。2(3)事案の概要ですけれども、元中学校教諭が平成24年1月盗撮行為により県迷惑行為等防止条例違反で逮捕されまして、罰金50万円の略式命令を受けたものであります。(5)これまでの経緯でありますけれども、平成24年2月に懲戒免職処分と退職手当の全額不支給処分を行いました。この際、(4)下段の※退職手当が全額不支給となった者等に支給されます失業者の退職手当117万3,600円を支給しております。元教諭はこれを不服として提訴して平成28年4月に退職手当の全額

質 疑
報 告 (5)

不支給処分を取り消し判決が最高裁にて確定しております。この判決を受けまして、同じ年の7月に退職手当の7割を支給制限するという再処分をさせていただいております。その結果、8月に3割相当額から先ほど御説明した失業者の退職手当、約117万、これを控除しまして(4)のところに書いておりますけれども、242万562円を支払っております。

元教諭はこの再処分の取り消しを求めて長崎地裁に提訴しましたけれども、平成29年11月、原告の訴えは棄却されております。これを不服としまして元教諭は同じ年の12月、福岡高裁に控訴しております。その判決が昨年7月に出されましたが、この判決につきまして双方が不服として最高裁へ上告の手続を行ってございましたけれども、次の19ページの方になります。最高裁は去る3月5日不受理決定をし、福岡高裁の判決が確定したということであります。

3、福岡高裁の判決の趣旨ですけれども、手当の全額支給を求める訴えは却下されておりますけれども、県が3割の退職手当を支給した際に支給済みの失業者の退職手当、これを控除して支給した行為は違法である。控除した金額とそれに係る遅延損害金を支払うことということでありました。ただし、元教諭が既に受け取りました失業者の退職手当、こちらにつきましては不当利得となって県への返還請求が生じるというような内容でありました。

この判決を受けまして4、判決確定後の対応ということでもありますけれども、失業者の退職手当の取り扱いについて、顧問弁護士と対応を協議したところ、双方の同意があれば失業者の退職手当金、これを相殺して遅延損害金、こちらのみを支払うということが可能という見解でありました。現在、双方ともに弁護士を通じて遅延損害のみを支払うということで調整を行っているところであります。

(池松教育長)

一旦、ここで御質問受けましょうか。

ただいまの報告について何か御質問ございませんか。概略申し上げれば、懲戒免職処分にしたことによって退職手当を出さなかった。裁判に訴えられて懲戒免職処分の処分取り消しはなかったが、全額不支給というのは重過ぎるということで3割を支給した。その3割を支給したことに対して、相手は不服とし、もう1回訴えたけれども、そこも棄却をされ、不受理とされた。

その3割を支給したときに退職手当の代わりに失業者の退職手当を出していたので、そこを相殺し、差額だけ払った。それが違法だと。退職手当は退職手当、失業者の退職手当は失業者の退職手当、だから

質 疑

一旦、退職手当を払って、失業者の退職手当を返してもらいなさい、というようなことになったので、お互いで相殺しましょうという、協議をやっているということでもあります。

判決は確定していますから、あと事務処理としてそういうことを今後やろうとしているということです。

特に質問がなければもう1件について報告をお願いします。

(上原教職員課長)

次に本日追加で配布させていただいた資料について御説明をさせていただきます。「懲戒免職処分退職手当支給制限処分取消訴訟について」であります。

去る4月16日付で長崎地裁の方で判決が示されておりますので、この件について御報告申し上げます。配布した資料の裏面にありますけれども、昨日の新聞の方でも報道された案件でございます。

表に戻りまして1、原告でありますけれども、元県立高校の教諭であります。まず事案の概要についてですけれども、資料の中ほど3(4)行為の概要に記載しておりますとおり、元教諭は平成28年2月14日午後2時ごろまでに飲酒後、酒気帯びの状態ですら車を運転して信号待ちをしている間に車内で眠っていたところに駆けつけた警官によってアルコール検査が行われ、基準以上のアルコール濃度が検出され、3月3日警察へ書類送検されたという事案です。これを受けまして、3(3)平成28年3月25日付で懲戒免職及び退職手当の全額不支給という処分を行っております。この処分を不服としまして元教諭は2、訴訟のところに書いておりますけれども、平成30年2月27日付で長崎地裁の方に提訴をしております。その判決が示されたというものであります。4、判決内容についてですけれども、懲戒免職処分については本件非違行為は教職員の公務に対する児童生徒、保護者、社会一般からの信用を大きく損なう行為であるとして、元教諭の訴えは、棄却されております。

一方で、退職手当につきましては、全額不支給を取り消すというような判決が示されております。その理由としましては、本事案では事故も発生しておらず、酒気帯び運転のうちでも重大、悪質な部類に属さない等の判断から、全額不支給とした県教育委員会の判断については、社会観念上著しく妥当性を欠くものであり、裁量権を逸脱、又は乱用している、そういう内容でありました。

裏面を御覧ください。これまでの経緯につきましては記載のとおりです。今回の判決を受けまして、現在、顧問弁護士の方と相談をしており、対応については、検討中であります。

質

疑

(池松教育長)

ただいまの報告について何か御質問ございませんでしょうか。

(小松委員)

これは退職手当を全部取り消したのが行き過ぎだということで、3割をどうするかというのを今、双方で継続をしているということですか。

(池松教育長)

さっきの事例と同じで、全額不支給にしたけれども、それは行き過ぎだという判決を受けましたから、控訴も含めて、どうするかということを検討しているということです。

(黒田委員)

これまでの実際にあつたこういう事例というのはどうなのですか。

(上原教職員課長)

飲酒運転につきましては厳罰化という形の中で、懲戒免職処分、退職手当につきましても全額不支給としている状況であります。

(黒田委員)

そうすると、もしもこの判決がそのまま通りますと、これまでそういう処罰を受けた事案というのが非常に問題になってきませんか。その辺はどうですか。

(上原教職員課長)

懲戒免職処分については、今回も処分の妥当性が認められていますが、退職手当につきましては案件ごとに様々な裁判所の判断がございますので、今回の件につきましても控訴するのかどうか、そこも含めて検討しており、他県の事例とかそういったものを参考にしながら、現在、顧問弁護士さんとも相談しているところでありまして、これから具体的に検討していく形になろうかと思えます。

(池松教育長)

懲戒免職処分で退職手当を一部でも支給したのは、先ほどの報告事項(5)が初めてです。だからこれが2例目になるかどうかなのですが、黒田委員から過去のお話がありましたけど、一定、人事委員会の

<p>報告 (6)</p>	<p>方から通知が出ています。これも国の人事院と同じ考え方ですが、懲戒免職処分した場合には原則として退職金は不支給という原則論があり、支給する場合はそれぞれ懲戒の内容を非違行為の内容を加味して支給しなさいという考え方です。過去の分については、それはそれなりの判断があったということだろうと思います。</p> <p>他に御質問ございませんか。これも検討中ということで途中経過の御報告でありました。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>続いて、報告(6)について、説明をお願いします。</p> <p>(草野学芸文化課長)</p> <p>報告事項の6 平成31年度文化活動推進指定校について御報告いたします。資料20ページになります。この文化活動推進指定校は全国レベルで活躍する文化活動のほかに、地域の文化活動の活性化に貢献できる部活動を指定し助成を行うものです。21ページに今年度の指定校一覧を記載しております。中学校は23校、24クラブ、高等学校が15校、17クラブを指定しております。市町教育委員会、中文連、高文連からの推薦をもとに20ページの3に記載しております指定基準に基づき決定をしております。</p> <p>昨年度の指定校の成果といたしまして御紹介しますと、活水高校の吹奏楽部が第30回全国マーチングコンテストで高校以上の部において、本県初めてですが、金賞を受賞いたしました。この他に北陽台高校の生物部が日本水産学会高校生ポスター発表会において最優秀賞を受賞いたしました。</p> <p>中学校では同じく全国マーチングコンテストにおいて小浜中学校が金賞を受賞いたしました。</p> <p>その他、総合アイデア・ロボットコンテスト全国大会において長崎市立南中学校が準優勝ということで指定校にふさわしい優秀な成績をおさめました。今年度も各種大会のコンクールでの活躍を期待しているところです。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告について、御質問等ございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>高等学校の指定校を見ていくと、本当に熱心で強いクラブが指定されていると思うのですが、気になるのは、例えば小規模校である</p>

とか離島の学校がこの中に無いですね。

小さな学校とか離島の学校になると指定されないのか、弱いところはますます弱くなる。そういう思いがしたものですから、小規模校等の文化活動を推進する指定みたいなものがないのかなと思いました。或いは離島から派遣する場合に派遣費を増額するとか、そういうことができないのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

(草野学芸文化課長)

委員御指摘のように中学校の方は育成部門ということで小規模のクラブの演劇、琴、離島の特別支援学校等に育成校という枠がございます。高等学校の今回の推進校は、全国大会、九州大会で上位の実績を上げた実績に基づいて、補助を出しております。

推進校とは別に、高等学校文化活動活性化補助金という補助金を高校の方には持っております、こちらで離島の学校とか、小規模校の育成強化を図る底辺拡大の事業をしております。指導者を呼んで一緒に合宿をしたり、交流会をしたりできる事業を持っている、ということで御理解いただければと思います。

あと中総文祭、高総文祭の部門大会において、離島からの参加については、離島からの派遣費補助ということで中高それぞれまた別の補助金を持っております、交通費、宿泊費、楽器等の輸送費、こういったのを補助しているところです。

(池松教育長)

他にございませんか。

----- な し -----

(池松教育長)

御意見等がなければ、続いて、報告(7)について、説明をお願いします。

(小柳体育保健課体育指導監)

冊子1、22ページを御覧ください。この春、全国大会の舞台上で活躍した具体的な団体及び個人の成績については、23ページに記載のとおりです。

男子ソフトボール競技では、大村工業高校が、2年ぶり7度目の優勝、そして県勢男子としては、2012年大会から8年連続の負けなしという記録で大会を終え、改めて本県がソフトボール王国であるこ

報告 (7)

<p style="text-align: center;">質 疑</p> <p style="text-align: center;">報 告 (8)</p>	<p>とを証明してくれました。</p> <p>また、個人競技では、ボート競技女子ダブルスカルで、大村高校女子漕艇部の、山崎 明音選手と松尾 美里選手のペアが、見事、初優勝を飾りました。昨年の選抜大会入賞数、団体8・個人9に対して、今年も団体5・個人12と、同等の成績を収め、今後の活躍が大いに期待できる結果となりました。</p> <p>2の、その他の大会でも、第15回都道府県対抗全日本中学校男子ソフトボール大会で長崎県選抜が昨年の優勝に続き、3位入賞を果たしました。</p> <p>本課では、平成26年長崎国体終了後の目標として「めざせ日本一、とびだせ世界へ」を合言葉に、本県競技力の核となるジュニア層の強化や成年強化に、今後も取り組み、国体での上位入賞だけでなく、オリンピックに出場する本県選手を、より多く輩出できるよう、引き続き、競技力の向上に取り組んでまいります。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告について、御質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">----- な し -----</p> <p>(池松教育長)</p> <p>特にないようですので、続いて、報告(8)について、説明をお願いします。</p> <p>(小柳体育保健課体育指導監)</p> <p>資料24ページを御覧ください。平成31年度ジュニアスポーツ推進事業に係る強化校等の指定について御報告いたします。国体や全国大会で活躍が期待される強化校、強化選手等を指定するものです。</p> <p>具体的には25、26ページを御覧ください。高等学校強化校、育成校、支援校、特別強化選手、強化選手などを記載しています。なお、31年度は、より一層の競技力向上を目指し、全国・九州大会等で活躍が期待できるチームを強化校とし、県内で競技の中心となって活躍が期待できるチームを育成校として指定し、メリハリのある指定を行っています。指定を受けた学校等には、遠征費や強化合宿等の助成を行います。</p> <p>中体連は、各専門部を指定し、高野連については、硬式、軟式別に強化を図っております。</p> <p>今年の南部九州インターハイや茨城国体等の全国大会での活躍を期</p>
---	---

<p>質 疑</p>	<p>待して、指定させていただきました。</p> <p>(池松教育長) ただいまの報告について、御質問等ございませんか。</p> <p>(小松委員) 例えばですけども、遠征費、合宿費の助成についてです。強化校、指定校、支援校で、どのくらい差がありますか。</p> <p>(小柳体育保健課体育指導監) 金額につきましては、我々のこの査定といたしますか、競技の特性がございまして、例えば強化校の方では、エントリー選手を11名以上の競技と、それから10名以下の競技でまた分けております。例えばソフトボールは11名以上になりますので、全国レベルについては、一番多く130万円、九州レベルでは50万円、としております。 それから、エントリー選手の個人指定の選出につきましては、特別強化が12万円、強化選手が6万円ということにしております。 10名以下の部分のところで、例えば剣道等については全国レベルについては80万円、九州レベルは30万円という形で指定をしているところでございます。</p>
<p>報 告 (9)</p>	<p>(池松教育長) 特にないようですので、続いて、報告(9)について、説明をお願いします。</p> <p>(松崎体育保健課長) 27ページをお開きください。最初に資料の訂正をお願いします。3番目に県立北陽台高等学校とあります。これは「長崎」が抜けております。失礼しました。 報告事項(9) 県立学校における運動部活動指導員配置校について御報告いたします。 平成31年度の配置校については、記載のとおり11校に決定しました。配置校決定までの経緯については、県立高等学校全日制54校に対して配置の意向調査を実施した結果、13校から配置意向の回答がありました。 その中から運動部活動指導員の配置の条件として掲げる、昨年10月に策定した「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を学校全体で遵守していること、運動部活動指導員を配置することで、</p>

<p>質 疑</p>	<p>教員の負担軽減等を図る多様な取組が学校全体で計画されていること、それらの内容を審査し、当該校長からの聞き取り等を行い、今年度の予算の上限であります、11校を決定したものです。</p> <p>配置後は、校内での服務研修や安全管理講習会の受講、運動部活動指導者研修への参加などを通して、指導技術の向上のみならず、学校理解や安全管理、部活動の運営、医科学的な見地からの技術指導などの理解を深め、資質の向上に努めていただきます。</p> <p>運動部活動指導員の配置については、部活動の質の向上の面からも、教員の働き方に対しても効果があると考えておりますので、今後、本年度の事業効果等を検証したうえで、次年度以降、増員していきたいと考えています。</p> <p>なお、県立中学校については、国庫事業となることから、国の採択後配置を行うことにしております。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告について、御質問等ございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>この高等学校の配置については県単の事業だと思いますけども、1人配置するのに幾らかかるのか、県としての財源措置が幾らなのかですね。働き方改革で中学校にも配置していかないといけないと思いますけども、国の国庫事業となると、全額ではないと思います。</p> <p>例えば2分の1とか3分の1とかになって、市町はこれに飛びついていくのかどうか。その辺のことを聞きたいと思います。</p> <p>(松崎体育保健課長)</p> <p>まず県立に配置する1人当たりの経費ですけれども、御指摘のとおり、県立の11校については、全額県単の予算になります。1人当たりの経費としては大きく三つあります。</p> <p>まず報酬は、年間33万6,000円。次に労災保険をかけます。あと、旅費があります。子どもたちの引率等です。1人当たり年間で約39万円程度の経費になります。今年度の予算としては全校で約430万円を計上しています。</p> <p>市町については、市町事業になりまして、財源の内訳としては、国が3分の1になります。県が3分の1。そして、事業をする市町が3分の1という内訳になります。市町についても、今回事前に聞き取りを行っております。結果、3市町が今年度手を上げております。先ほど県立中学校の件で触れましたけれども、国の対策事業ですので、そ</p>
------------	---

れを待つて動き出すということになります。最初の事前調査の中でもですね、やはり一番大きな市町に配置するには財源が必要になり課題となります。

それと、人材が確保できるか、ということもございます。我々としては、県立は今年から始まりまして、市町も3市町で始まります。我々としても、検証し、効果を情報提供しながら、全公立の学校で配置できるように予算確保に努めていきたいと思っております。

国の財源補助についても、拡充をお願いしていきたいと考えている状況です。

(廣田委員)

国3分の1、県3分の1、市3分の1、こういう財源の配置というのを初めて聞いたような気がしますけども、市町からの要望が増えれば増えるほど県の財源も増やしていかないといけないということですよ。そうすると、県立学校だけではなく、財源の問題が非常に大きくなって来るだろうと思いますが、その辺は大丈夫ですか。

(松崎体育保健課長)

財源については採択事業ですので、まず国の財源をベースに考えたいと思っております。国の財源が3分の1という形ですから、予算に見合ったところでの配置と考えております。

(池松教育長)

31年度の予算でこの市町分は、予算上、幾ら取っているんですか。特に無ければ人数は分かれますか。

(松崎体育保健課長)

21人分の予算を確保しております。

(小松委員)

人材の確保や、指導員の確保面で、地域にいらっしゃるんですか。

(松崎体育保健課長)

その人材までの詳細な調査をしておりません。ただ、その聞き取りの中では、なかなか確保が難しいと、聞いております。

(池松教育長)

先ほど話に出ましたが、報酬が少ないです。これで生活というのは難

しいです。例えば自営業の方やサラリーマンになります。競技の専門性も必要です。

(黒田委員)

今の関連ですけども、この11校の配置校は、人材も大体確保できるということは分かっているのですか。

(松崎体育保健課長)

学校の方からは人材の確保はできるということで、その手続きも上がってきております。

(池松教育長)

初めての事業ですけど、先ほど御説明したように学校に入ってもらって、活動してもらって、部活動指導だけではなくて、教員の働き方改革にどれだけ寄与できたかということは検証していきたいと思えます。

他にないようであれば、以上で報告事項を終了いたします。

次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退席をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

議題 (秘密会)

(別紙議事録)

報告 (秘密会)

(別紙議事録)

午後4時37分、本日の会議を終了